

2007年3月30日

伊丹市長 様

伊丹市まちづくり基本条例の推進状況を検討する会

伊丹市まちづくり基本条例の推進状況に関する提言

1. はじめに

「伊丹市まちづくり基本条例の推進状況を検討する会」(以下「検討する会」)は、2003年10月1日に施行された「伊丹市まちづくり基本条例」(以下「まちづくり基本条例」)が、市や市民にどのように理解され、浸透し、活かされているのかを、市民の目線で検討してきました。その過程において、現在のまちづくりに関する多くの問題や課題が指摘されました。それらを改善するための方策を話し合い、熟議を重ねた結果、ここに委員総意の提言をまとめるに至りました。

この提言を真摯に受けとめていただき、今後も「まちづくり基本条例」の理念を尊重し、制度等運用面での見直しに早急に取り組んでいただきたいと思います。その期限につきましては、まちづくり基本条例の付則にもあるように、「4年以内ごと」の見直しを実現していただくために、2007年10月1日までに改善策を講じていただく必要があると考えます。また、真の「参画」「協働」を推進し、実効性のあるものにするために、市民と共に更なる努力を続けることと同時に、改善策の内容について意見交換を行う場を設置していただくようお願いいたします。

2. 委員会の運営、内容

2006年6月から現在まで17回の全体委員会と、委員(立候補)6名の構成によるワーキンググループ(作業部会)を18回にわたって開催してきました。

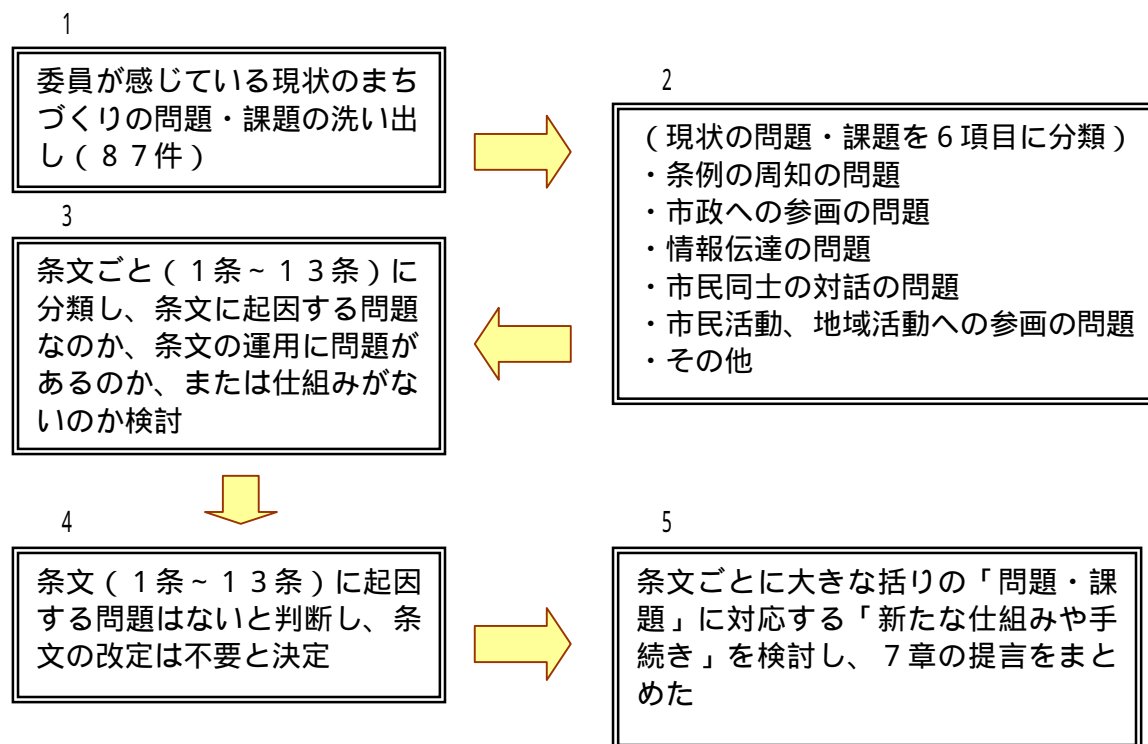
当初の計画では2006年12月を目途に提言を行うことになっていましたが、検討する時間が十分でないとの委員の熱意で、2007年3月まで延長されました。

3. 委員会の検討経過

「まちづくり基本条例」の条文改定が必要かどうかを議論した結果、現時点では条文の改正の必要がないことを確認しました。しかし、指摘された問題や課題を繰り返さないようにするためには、現行制度では十分でないものがあります。改善が必要なものは早急に改善し、同時に、意識改革も含めた新たな仕組みづくりなども必要であるとの結論に至りました。

4. 提言の構成

《提言までの作業経過》



提言は大きく次の7章から構成されています。それぞれの章ごとに「問題・課題」と、それに対処する「新たな仕組みや手続き」を記載しています。

第1章	市民との情報の共有.....P	3
第2章	対話の場への参画.....P	5
第3章	市民同士の連携.....P	7
第4章	市民活動への支援.....P	8
第5章	審議会や市民会議の参画、運営.....P	9
第6章	行政のまちづくりへの対応.....P	11
第7章	その他.....P	11

< < 提 言 > >

第1章 市民との情報の共有

【問題・課題】

1. 「まちづくり基本条例」が十分説明されていないため、その存在を知らない市民が多い。
2. 市の計画素案段階での市民への情報提供がされていない(例: 保育所民営化計画等)。
3. 市民に分りやすく、かつ市民の立場に立った情報提供が十分でない。政策・施策の結果説明を受けるだけになっている。
4. 行政評価は政策・施策の評価ではなく事務事業の評価であり、かつ次年度予算査定に資する市のための評価になっている。
5. 「伊丹市ホームページ」の審議会等の議事録がほとんど公開されていない。公開の基準(期間、内容等)が担当課任せになっている。
調査は伊丹市ホームページ→データベース検索→審議会開催状況→審議会等の一覧
6. 市民に対して「まちづくり出前講座」の周知が十分ではない。

新たな仕組みや手続き

- 「まちづくり基本条例」を市民に広く知らせる機会を、市民と共につくる。
「まちづくり基本条例」は、まちづくりの基礎となるものであるにも関わらず、市民の認知度が低いのが現状です。市の広報の方法も十分とは言えませんが、市民も広報活動に関わることで、より広い範囲の市民に知らせることができると考えました。
- 政策・施策については、素案段階のできるだけ早い時期に知らせる。また、「広報伊丹」の内容、表現等をさらに工夫し提供すると共に、ホームページ等多様な方法で情報を提供し、相互理解を深める。
市民が情報入手の方法として一番利用している「広報伊丹」については、紙面に限りがあることも理解できますが、表現等に工夫を凝らすと共に、政策・施策については、ポイントを分りやすく説明するなど、市民への積極的な情報発信に努めて欲しいと考えます。また、ホームページやワークショップ(1)、市民同士のネットワークなどを活用することで、市民の情報収集の機会を確保し、市と市民との相互理解を深めたいと考えます。
- 行政評価は、事務事業だけではなく政策・施策を含めた評価を実施すると共に、市民満足度を視点に入れた評価を実施し、評価の結果は概要も併せて市民に分りやすく報告する。
政策・施策についても市民に分りやすい評価を行うことや、アンケート等を実施し、市民満足度の評価視点を加えることによって、より市民ニーズを反映した政策・施策になるのではないかと考えました。

- 審議会等の公開の基準を明確に定め、その実行の遵守状況を監視する仕組みをつくる。

審議会は公開されているにも関わらず、議事録がホームページに公開されていない場合が多く、その公開内容も各審議会によってばらつきがあります。審議会議事録も市民への重要な情報提供だということをふまえ、終了したものも含め公開の期間や方法等の明確な基準をつくり、議事録をホームページでも公開して欲しいと考えています。加えて基準をつくるだけでなく、その基準が遵守されているか監視する仕組みづくりも必要だと考えました。

- 「まちづくり出前講座」のパンフレットを作成し、「広報伊丹」に折込んで配布する。その際、どのように活用できるかを具体的に分かるような説明文も添える。

「まちづくり出前講座」は市民がまちづくりに関して理解を深めるために必要な、学習の機会です。しかし、認知度が高いとは言えない状況ですので「広報伊丹」に折り込み、講座の内容等が具体的に分かるような説明文も添える必要があると考えました。

1 ワークショップとは

従来の方式と異なり、白紙の状態から意見交換を重ねて形をつくりだしていく手法。

「住民参加型まちづくり」等の手法として用いられ、伊丹市では公園づくりなどの際に行われている。

第2章 対話の場への参画

【問題・課題】

1. 市民同士が身近な地域のことについて自由に話し合う場が必要。
2. 市民 - 市間の問題・課題については、市民と市が熟議を行う場がなく、多様な市民の意見を吸い上げることが十分ではない。
3. 現在行われている「市民まちづくりラウンドテーブル」に職員の参加が少ない。

新たな仕組みや手続き

- 地域ごとに住民同士が話し合い、課題を共有する出入り自由な場の設置。

例えば県民交流広場事業をきっかけにする。

現在、市全域を対象とした「市民まちづくりラウンドテーブル」(2)が開催されていますが、全域が対象となっているため、地域ごとの課題を話し合う機会がありません。その地域に住む誰もが気軽に集まることができ、その地域の課題について話し合うコミュニティの拠点づくりを支援する、県事業の「県民交流広場事業」(3)が始まりました。こういった事業をきっかけに、同じ地域の住民同士が話し合い、課題を共有することが必要であると考えました。

- 市民同士が市民会議を実施し、まとめた結果を市の政策・施策に反映する熟議の場を設ける仕組み。

現状では「市民まちづくりラウンドテーブル」などで出された課題について、市民が別の場を設けて検討し、意見をまとめて、市と熟議(4)を行う場がありません。多様な市民意見が反映されるよう、公共性のある市民意見については、市と熟議を行う場を設けて欲しいと考えました。

- 市職員はまちづくりスタッフとして積極的に市民との対話や、市民のまちづくりへのニーズを吸収する姿勢が必要。対話を通じて市民と市職員との信頼関係を築く。

「市民まちづくりラウンドテーブル」が奇数月の第3土曜日に開催されていますが、職員の参加が少ないのが現状です。市役所に足を運ぶ市民のニーズを吸収することも大切ですが、職員が自ら市民との接点を持ち、積極的に市民ニーズの吸収をはかることは、市民と職員の信頼関係を築く上で重要なことだと考えます。「まちづくり出前講座」や「市民まちづくりラウンドテーブル」、「地域活動」などに積極的に参加し、市民ニーズを吸収しようとする職員が一人でも増えることを希望します。

2 ラウンドテーブルとは

市民が気軽に交流や対話を通じて情報交換をしたり、参加の呼びかけ、協力の依頼をしたりする場のこと。ラウンドテーブル(丸いテーブル)の呼称は、参加者の座り順や上下関係を見捨てることのできることから、「平等に意見を述べる」ということを意味・意図をしてつけられた。特定の課題を議論したり、問題解決、決定の場とは区別している。

3 県民交流広場事業とは

兵庫県が小学校区単位の地域コミュニティで活動する人の支援や、団体間のネットワークの強化など、「コミュニティの場づくりと手づくりの活動」を支援するため、2006年から本格実施されている事業。地域代表性を備えた住民組織が主体となって申請をすることにより、拠点となる施設の整備費や活動費が県より助成される。

4 熟議とは

「伊丹市まちづくり基本条例」では、まちづくりの基本として記述されており、「異なる立場や考え方をお互い理解し合いながら、対話を重ね、合意に向けて努力を積み重ねる」ことをいう。

第3章 市民同士の連携

【問題・課題】

1. 市民が協力し合って、自分たちのまちは自分たちでつくると意識が十分ではないと感じる。
2. 自治会の役員になると負担が大きいと感じている市民が多い。
3. まちづくりの活動をするなかで、あとに続く若い人たちが育っているのか不安に思う。

新たな仕組みや手続き

- テーマ型で活動している市民などが、地域活動と連携できる仕組みをつくる。

例えば県民交流広場事業をきっかけにする。

地域を中心に活動している市民と、テーマ型(5)で活動している市民との連携が十分ではないと感じている市民が多くいます。テーマを持って活動している市民と、地域の住民がお互いの情報交換をしたり協力し合うことにより、お互いの活動に広がりをもてるのではないのでしょうか。

例としてあげています「県民交流広場事業」は、「コミュニティの場づくりと手づくりの活動を支援する」となっているため、このような事業をきっかけとして、まちづくりの情報を共有していくことにより、自分たちのまちは自分たちでつくっていくという意識がより一層強くなるのではないかと考えます。

- 地域活動に、より多くの市民が協力できるよう工夫する。

地域活動に若い人たちの参加が少ないのが現状です。子育て中の親や若い世代が地域活動に参加することにより、現在起こっている深刻な子どもの問題などについても、話し合うことができます。活きた情報を共有し、世代を超えた知恵を出し合うことにより、まちづくりの大きな力になっていくと考えます。

地域住民同士で地域活動のワークショップを行うなど、多様な立場の市民が地域活動に関わるような工夫が必要と考えます。

5 テーマ型市民活動とは

市民が自主的に活動しているグループには、地縁型と呼ばれる自治会等と、まちづくりや環境、子育て等の特定の分野において活動するグループがあり、後者のような特定の分野を掲げた活動をいう。

第4章 市民活動への支援

【問題・課題】

1. 市民活動タイアップ事業の審査に公募市民が入っていない。
2. 市民活動タイアップ事業のように複数市民グループの事業を公募で選考し、支援されるものと、公募によらずに支援されるものがある。
3. 市民活動のサポートシステムについて、「市民まちづくりプラザ」が有効に活かされていない。

新たな仕組みや手続き

- 「市民活動タイアップ事業」の選考委員会に公募市民を入れる。

現在、単独で市民活動を行っているグループ同士がタイアップすることで、更なる活動の活性化につながることを支援する目的として「市民活動タイアップ事業」(6)が行われていますが、支援を受ける団体を決める選考会の審査員に公募市民が入っていません。公募市民が参画することで、より民意が反映されと考えました。

- 公共性の高い活動に新たな視点での支援を考える。また、その内容についても、市民が評価できる仕組みをつくる。

現在の市の補助制度では、テーマ型市民活動を行っている市民への支援が不足しているように感じます。テーマ型市民活動には様々なものがありますが、市民が「公共性が高い」と判断した活動に新たな視点での支援を行ったり、その活動成果を市民として評価すべきではないかと考えました。

- 市民活動を支援する体制をつくる。その核として「市民まちづくりプラザ」と「いきいきプラザボランティアセンター」の機能を結びつける。また、定期的に利用者の懇談会を持ち、意見を反映できる仕組みをつくる。

市民活動の形態や規模は様々ですが、「市民まちづくりプラザ」には、例えば、個人情報公開することに躊躇する市民グループへの連絡を代行するなど、小規模なグループが活動しやすくなるような支援を行って欲しいと思います。また、多様な市民グループ間の連携のためには、「市民まちづくりプラザ」と「いきいきプラザボランティアセンター」の機能を結び付けたり、グループの意見を反映するため、定期的に利用者懇談会などを開催し、より良い支援につなげてほしいと考えました。

6 市民活動タイアップ事業とは

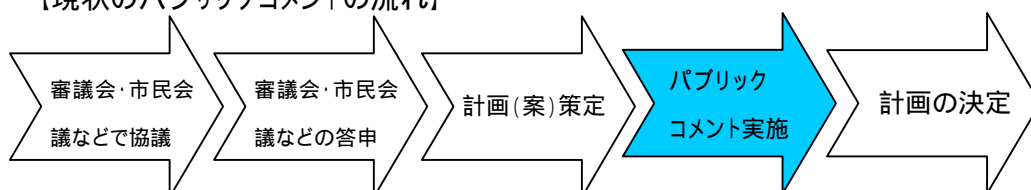
複数の市民活動団体(自治会、NPO、グループなど)が互いに連携、協力しながら企画・実施するまちづくり活動を支援する伊丹市の助成制度。

第5章 審議会や市民会議の参画、運営

【問題・課題】

1. 審議会に当事者が入らないで議論が進んでおり、委員の選び方にも疑問が生じる。また、審議会が形骸化している。
2. 政策・施策のパブリックコメントの実施が遅いため、十分な参画ができない。

【現状のパブリックコメントの流れ】



3. 公募動機の作文が必須なので、応募に躊躇する市民もいる。
4. 審議会や市主催の市民会議について、「市民」「市民代表」「関係団体代表」に分けている。公募委員の数が少なすぎる。
5. 審議会等の開催日時が子育て中や仕事を持つ市民が参画しにくいものになっている。

新たな仕組みや手続き

- 基本計画等の審議会は広く市民の意見を反映させるため、下表のような段階を踏む仕組みをつくる。但し、個別案件(個人情報を含む)の審議会は除く。

市民の自由参加によるワークショップ



ワークショップで出てきた内容について市民同士が議論する場(策定委員会)



意思決定の場(審議会)

市民が市の政策・施策に参画する方法は、市への答申を行う審議会だと考えています。しかし、審議会でも広く市民の意見が十分反映された審議がされているか不安があります。その不安を解決する手段として、審議会等を実施する前に、先ず広く市民を募ったワークショップを開催し、そこで出された意見を市民同士が議論しまとめる場(策定委員会)をもち、まとめられたものが審議会等に反映されるような仕組みを提案します。加えて、審議会等の公募委員には「策定委員会」の中からも選ぶべきだと考えます。

- 審議会の答申に民意が反映されるように、「市民の意見を聞く場」を開催したり、審議会答申前に審議会がパブリックコメントと共に説明会を実施する。

現在、パブリックコメント指針では、市がパブリックコメント(7)を実施することになっていますが、民意を反映するため、より多くの審議会が主体となってパブリックコメントを実施することを望みます。また、「市民の意見を聞く場」を開催し、答申前にパブリックコメントを

実施すると共に、説明会等を積極的に開催するなど、市民の意見を反映するよう努める必要があると考えます。

現行のパブリックコメントの流れ	提言しているパブリックコメントの流れ
政策・施策素案	政策・施策素案
審議会・市民会議	審議会・市民会議
-	「市民の意見を聞く場」開催
-	審議会・市民会議による パブリックコメント・報告会
審議会・市民会議の答申	審議会・市民会議の答申
政策・施策(案)策定	政策・施策(案)策定
市によるパブリックコメント	市によるパブリックコメント
政策・施策の策定、計画決定	政策・施策の策定、計画決定

- 市民委員を公募する際に、より簡単に参画できる仕組み(面接・抽選等)。
審議会や市民会議の公募委員を募集する際、応募動機を作文にして提出することを求められる場合が多いのが現状です。しかし、そのことで応募を躊躇する市民もいます。公募の制約条件は可能な限り外し、気軽に応募できる方法をとれば、広く市民の声を聞くことを目的とした審議会の主旨に合うと考えました。
- 市に関係が深い団体市民は「市民枠」から外して別枠をつくり、公募市民枠を拡げる。応募人数を公開する。
審議会や市民会議委員に設けられている「市民枠」の「市民」は、「公募市民」「市民代表」「関係団体」と分類されているが、市が審議会等で外せないとする「市民代表」や「関係団体」は、学識経験者等と同等に扱い、「市民枠」は純粋に公募市民にすべきであると提案します。
また、現在は応募した市民の人数は公開されていませんが、市民と共にまちづくりを推進していくためには必要な情報と考えました。
- 子育て中や仕事を持つ市民が参画しやすい体制整備。
審議会等の開催は平日の昼間に行われることが多く、子育て中や仕事を持つ市民が応募しにくいのが現状です。募集時には開催等の条件(日時)が出されていますが、参画しやすいような柔軟な体制整備が必要だと考えました。

7 パブリックコメントとは

伊丹市まちづくり基本条例では「市民意見表明制度」と記述されており、行政機関が基本的な制度や市民生活に影響を与える条例などを制定するときに、広く市民に、意見・情報・改善案などを求める手続き。

第6章 行政のまちづくりへの対応

【問題・課題】

1. 職員の「まちづくり基本条例」に対する認識がまちまちである。
2. 市民からの要望の対応が、担当職員や市民によって異なる。

新たな仕組みや手続き

- まちづくりの職員研修に市民を入れてワークショップを行う。

「まちづくり基本条例」が施行されて3年が過ぎますが、職員の「まちづくり基本条例」に対する認識にばらつきがあるのを感じます。職員研修や新人研修など、職員を対象としたワークショップ形式の研修で、市民とともに「まちづくり基本条例」の考え方を積極的に学ぶ必要があると考えました。

- 市民からの要望等の対応を統一するような体制整備。

市民が市の窓口で要望などを申し出た場合、同じような内容でも、受け付けた職員によってすぐ対応してくれる場合と、時間がかかる場合があります。また、申し出た市民により職員の対応が違う場合があります。窓口での対応を統一できるような体制整備を希望します。

第7章 その他

【問題・課題】

1. 「まちづくり基本条例」に沿って、「まちづくり基本条例」制定前の条例見直しがされていない。 条例(268)・規則(300)・規程(109) 計:677件 (2005年10月現在)

新たな仕組みや手続き

- 「まちづくり基本条例」制定前の条例・規則等を「市・議会・市民」によって見直す仕組みが必要。

「まちづくり基本条例」の条文(第13条)には他の条例、規則を定める場合には、「まちづくり基本条例」に定める事項を最大限に尊重されなければならないと規定されていますが、「まちづくり基本条例」が施行される以前に制定された条例や規則も含め、今後も見直しをする必要があると考えます。

5. 終わりに

最後に「検討する会」に参加した委員の率直な感想を以下に紹介します。(順不同)

今までの経験を生かして何か自分に出来ることがあれば...と応募しましたが、市全体へと視野を広げた時、まだまだ未熟な自分がいることを痛感した10ヶ月間でした。

「自分たちのまちは自分たちでつくる」この言葉通り、たくさんの人たちの努力により作られた「まちづくり基本条例」が、より多くの人に浸透し、誰もが住みやすく安心できる伊丹市となれるよう願っています。

伊丹市まちづくり基本条例の推進状況を検討する会に一委員として参加させていただいて、正直、条例がある事も知らない状態で参加させていただきました。何回かは、会議に参加する事に苦痛を感じましたが、回を重ねるうちに検討する意味が理解できるようになり、こうやって地道に伊丹の町の発展をささえている人たちのいることが分りました。

会に参加して、いろいろな分野で活動されている方とお知り合いになることが出来、私にとっていろんな意味で収穫の多い会議であったと思います。有難うございました。

過ぎてみれば早かった9ヶ月間ですが、気持ちの面では苦しかったです。皆それぞれ問題意識はもっているものの、それを全部言ったところで解決できない。その気持ちをこの会の主題にどうのせていくか、それにかなりの時間を費やしたと思います。

伊丹の人口は、どんどん増えていると聞きます。その中で、問題は起きてあたり前。市の職員は、市民と協力してたくさんの問題を抽出する努力をすべきだと思います。解決はできなくても、問題自体を市民が共有する事が大切だと思います。市長には、市民の声に耳をかたむけ、見た目にとらわれず、地味な会でしたが、中味は濃くて、本当に色々勉強させて頂きました。「参加する事に意味がある」という言葉の真意がわかった気がします。本当に参加して良かったです。市民の皆さまには、市のやる事<イベント・議会・審議会>には、できるだけ参加して、とにかく何でも意見して欲しいと思います。そして、まちづくりの検討会は終わりますが、まちづくりは、生きている限り続きます。そして、それが市民の責務であると思います。

地元の事業や自分の体調不良から、後半の会議に殆ど参加できなかったのも、私には発言権は無いと感じているのですが、一点だけ初めから考えていることがあります。それは、この条例が、市民自らの言葉で書かれていないということです。これでは、いつまでたっても、「市民が自分たちのための条例」と受け止められないのではないのでしょうか。これが、今回この会に参加しての唯一の感想です。

かねがね、私たち市民は「物事が決定した後しか、情報は得られないのか」と言う強い疑問をもっていましたので、良い機会と考え市井の市民として参加しましたが、この条例に言う「参画・協働」の前提になる行政と市民との適時の情報共有が言うは安く、実行は大変難しいことを改めて実感しています。4年後には、再度見直しが実施されますが、また同じ問題が提起されないように情報の共有が前進することを祈ります。

出席するだけが精一杯で、会の雰囲気にとじろいだ数ヶ月でした。身近な問題の提起で(保育

所民営化)ほぐされた様に思います。特に、役所言葉やカタカナ文字は、解りやすい文章表現にして欲しいと思います。

市民の目線だと、ご苦勞を重ねて下さいましたワーキンググループの皆さまに敬服いたします。楽しく勉強させて頂き、いい出会いの場が得られた事に感謝しております。

長いようで短い期間でしたが、多くの市民の方々と交じっていろいろな意見を交換しながら、提言にまとまっていく過程は楽しいものでした。このような作業を通じて私の市民としての自覚も育てられたように考えます。これからも市井のおっさんとして、こつこつとまちづくりを考えていきたいと思います。委員の皆さんありがとうございます。これからも一緒にやっていきましょう。

素直な気持ちは、色々な考え方や思いを持った異色の会であったように思う。検討する会に注いだ、あのエネルギーをそれぞれの地域で発揮すれば、素晴らしい地域づくり・まちづくりが展開される事を感じました。助言を賜った先生方の存在が少し気になりました。

地域活動に関わっている自分には大変参考になり、勉強させて頂きました。ワーキングメンバーの委員の皆様をはじめ、委員の方々に感謝申し上げます。まちづくり室長はじめ関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

まちづくりを政治や行政という面で捉えるだけでなく、私たちの生活そのものから見直してつくり出していく、一人一人の意思が育つといいなと思う。まちづくりは人づくり、ほんとうにそうだ。自分の時間や汗を、人のために、ちょっと使おう。

私は、前回からのかかわりで参加しました。また、障がい者として当事者の意見と、条例としての不備がないかをみんなで考えつつ障がい者のことを皆さんに理解してもらいました。

仕事があり、全部参加する事は出来ませんでしたし、市民の認知度の低さは少し残念でしたが、今回の見直しで認知度を上げ、みんなが関わり合える共生の街伊丹市にしていきたいと思います。

困ったな、何から手を付けたらいいのかな。あの人は何を考えているのかな。こんな思いで「検討会」に足を運んでいました。回を重ねるごとに、いろいろな人の意見を聞き、自分とは違うまちづくりに対する考えを知ることが楽しくなってきました。しんどい思いもしましたが、今後につながる新しい出会いもありました。これからも多くの市民が積極的に知恵を出し合っていくことが、まちづくりの一步につながると確信しました。

はじめはこのような条例があることさえ知りませんでした。検討会の募集があったとき、育休中だったので何かしようと思ったのと、ちょうどその頃、私の身近に起こった問題に関して「まちづくり基本条例」が生かされてないと思う出来事もあったので参加しました。もっと早くこの条例を知っていればその問題も少しは良い方向へ進んだのではと思うこともありました。市民の皆さんも条例を知らないことで損してることもあるんじゃないかと思います。もっとこの条例が広まればいいなあと思います。また、幅広い年齢の参加者が集まりひとつのことをするということがなかなか機会がないと思うので良い経験にもなりました。難しい話もありましたが参加してよかったと思います。この会が終わることは何だか寂しい気もしますが長いようで短い9ヶ月でした。皆さんありがとうございました。

添付資料

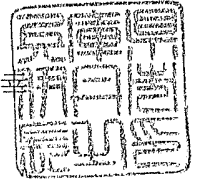
- 資料 - 1 市民の参画と協働によるまちづくりの推進状況の検討について(依頼)
- 資料— 2 「検討する会」委員名簿
- 資料— 3 「検討する会」委員会の会議概要
- 資料— 4 問題・課題整理表
- 資料— 5 提言の具体的個別内容
- 資料— 6 「伊丹市まちづくり基本条例の推進状況に関する提言(案)」に対する
意見及び意見に対する考え方(パブリックコメント及びその回答)

伊市まま第P19号

平成18年6月17日

まちづくり基本条例の推進状況を検討する会
委 員 各 位

伊丹市長 藤 原 保 幸



市民の参画と協働によるまちづくりの
推進状況の検討について(依頼)

伊丹市では、平成15年10月1日に「伊丹市まちづくり基本条例」を施行し、成熟社会にふさわしい、市民の参画と協働による「夢と魅力のあるいたみ」づくりに取り組んできました。

この参画と協働によるまちづくりの進め方は、テーマや課題、分野などに応じて多種・多様であり、また、日々変化しています。このため、条例の付則第2項で、条例施行後4年以内ごとに、市民の参画と協働によるまちづくりの推進状況について検討を加え、その結果に基づいて、見直しを行うものとしています。

そこで、委員各位におかれましては、この市民の参画と協働によるまちづくりの推進状況について、市民の評価(現状と課題)を明らかにし、今後の推進方向を広範囲にわたってご論議いただきたいと存じます。

委員各位の地域でのコミュニティ活動やボランティア活動を通じて、あるいは日頃の暮らしの中から得られました様々な経験や教訓をもとに、活発にご議論いただき、伊丹市の参画と協働によるまちづくりの運営や手続きのあり方について検討し、平成18年12月中旬を目途にご提言を賜りますようお願い申し上げます。

資料―２ 「検討する会」委員名簿

まちづくり基本条例の推進状況を検討する会委員名簿

No.	氏名	選出団体等
1	井手 紀子	伊丹マダン実行委員会
2	氏田 祐資	公募委員
3	大路 周宏	伊丹青年会議所
4	岡本 忠治	伊丹市自治会連合会
5	小栗 誠二	公募委員
6	紙田 直紀	伊丹労働者福祉協議会
7	岸本 恭子	伊丹市民生児童委員連合会
8	坂上 正道	農会長会
9	坂本 良一	公募委員
10	櫻井 博	公募委員
11	柴崎 智香子	公募委員
12	下田 雅子	公募委員
13	正賀 スミ	伊丹市社会福祉協議会
14	杉山 識子	伊丹市医師会
15	相馬 房雄	公募委員
16	高橋 恵	公募委員
17	田中 邦夫	公募委員
18	中村 貞子	伊丹市連合婦人会
19	二宮 京子	公募委員
20	計 トミエ	伊丹市体育協会
21	三辺 早苗	伊丹商工会議所
22	宮崎 裕子	公募委員
23	宮武 仁美	伊丹市PTA連合会
24	安井 純子	伊丹市老人クラブ連合会
25	山本 泰通	伊丹市保健衛生推進連合会
26	吉田 憲二	伊丹心身障害対策市民懇談会

コーディネーター

久 隆浩(近畿大学教授) / 菊井 康夫(弁護士)

資料 - 3 委員会の会議概要

開催回数		日時	出席	傍聴	会 議 概 要
全体	第1回	06/06/17	20	-	●委嘱状交付 ●委員の自己紹介 ●座長/会議の進行/議事録について(次回に検討)
全体	第2回	06/07/09	17	-	●会の日程決定(定例化) ●会議の進行/議事録作成(次回から委員が行う) ●委員から行政に対する問題や質問がだされた
全体	第3回	06/08/06	20	-	●前回委員からだされた行政への質問に対する回答 ●傍聴の扱いについて決定 ●「まちづくり基本条例をつくる会」の提言内容について説明 ●次回はグループにわかれて「問題・課題」を洗い出していく ●事務局が用意するお茶は廃止することを決定
全体	第4回	06/08/23	17	2	●2グループに分かれて、「まちづくり基本条例の推進状況についての具体的な問題と課題」についてグループ討議を行った
全体	第5回	06/09/14	16	1	●引き続きグループ討議を行った
全体	第6回	06/09/24	16	1	●引き続きグループ討議を行った ●グループ討議で出てきた問題等の整理作業をするため、委員有志によるワーキンググループの発足を確認
全体	第7回	06/10/12	16	-	●引き続きグループ討議を実施し終了後内容の発表を行った ●次回は2グループから出された問題や課題をワーキンググループで整理し、全体委員会で検討していくことを確認 ●ワーキンググループの委員(6名)を決定した
W・G	第1回	06/10/19	4	-	●グループ討議で出てきた個別の問題や課題を、数項目の分類にまとめて整理することを確認し、次回全体会議に提出することを決定した
全体	第8回	06/10/22	15	1	●グループ討議で出てきた個別の問題や課題を分類した資料を提示 ●条文に沿って問題・課題を検討していくことが決定
W・G	第2回	06/10/27	6	-	●なぜなぜ展開表を基に一つ一つの問題・課題を条文に当てはめる作業を行った ●「表-1 条例割付表」「表-2 問題・課題の整理表」を検討した
W・G	第3回	06/11/02	6	-	●前回と同じく、続きの作業を行った ●次回全体検討会での進め方について検討した結果、表-2を基に、3グループに分かれ、条文ごとに課題の整理、新たな仕組み・手続きの欄を埋めていくことを確認 なぜなぜ展開表は廃棄することを確認
全体	第9回	06/11/09	17	2	●ワーキンググループから「表-1 条例割付表」「表-2 問題・課題整理表」が提示される ●表-1を使って問題を割り付けた条文が正しいかを確認後、表-2の問題・課題整理に移ることが決定 ●表-1を確認するため、参加者を3つにグループ分かれた ●アンケート調査を行うかどうか検討し、ワーキングで検討することを確認
W・G	第4回	06/11/15	6	-	●まちづくり条例の認知度調査について検討し、アンケート調査よりも今後各委員が広めていくことが大切との結論になり、ワーキングとしては実施しないことを確認 ●表-1、表-2を前回委員会で出された内容の沿って修正することを確認した ●次回委員会では条文ごとに「課題の整理」「新たな仕組み」について検討することを確認
全体	第10回	06/11/26	13	1	●アンケート調査は実施しないことに決定 ●表-2を使って「課題の整理」「新たな仕組み・手続き」についてグループで検討し、終了後内容の発表を行った
W・G	第5回	06/12/07	6	-	●提言までのスケジュールの確認
全体	第11回	06/12/14	14	2	●表-1の修正 ●提言までのスケジュールを検討し了承された ●条文修正の必要性をグループ討議で検討し、必要なしとの結論が出た ●表-2を使って「課題の整理」「新たな仕組み・手続き」についてグループで検討し、終了後内容の発表を行った

資料 - 3 委員会の会議概要

開催回数		日時	出席	傍聴	会 議 概 要
W・G	第6回	06/12/18	6	-	● 前回の「課題の整理」「新たな仕組み・手続き」の話し合い内容を、各グループ担当者より報告し、まとめ作業をした ● 全体検討会では、1つ1つの問題・課題についての結論ではなく、条文ごとの課題の整理を進めていくにはどうしたら良いかを話し合った
全体	第12回	06/12/23	18	2	● コーディネーターから提言のまとめについて助言あり ● 表-2を使って「課題の整理」「新たな仕組み・手続き」についてグループで検討し、終了後内容の発表を行った ● パブリックコメントを検討委員会で行う事を決定
W・G	第7回	06/12/27	6	-	● 各グループで話し合った「課題の整理」「新たな仕組み・手続き」についてのまとめ作業を行った
W・G	第8回	07/01/06	6	-	● 〈問題・課題整理表〉についての最終原稿を検討した
全体	第13回	07/01/11	14	-	● 表-2をもとにワーキングでまとめた提言の核となる「表1 提言の具体的個別内容」について全体会で検討 ● 提言(案)を報告会で発表することを決定
W・G	第9回	07/01/16	6	-	● 提言の具体的個別内容について検討した
W・G	第10回	07/01/23	6	-	● 次回全体検討会に提出する「問題・課題」のまとめ
全体	第14回	07/01/28	16	-	● 「表1 提言の具体的個別内容」について全体会で検討 ● 提言書の市民報告会の日程を決定 ● 提言書(案)の形式を検討し、表1を文章化したものを提出し、表1は提言書を集約したものとして添付資料とすることを決定
W・G	第11回	07/01/29	6	-	● 審議会の提言内容について、提案があったので検討した ● 前回の全体検討会での課題検討 ● 提言書(案)の様式について検討した
W・G	第12回	07/02/01	6	-	● 「表1 提言の具体的個別内容」について、見直し、訂正 ● 提言書の様式を決め、内容の確認 ● 24日提言書報告会での流れを検討
W・G	第13回	07/02/04	6	-	● 提言(案)の文章を検討
全体	第15回	07/02/08	15	1	● 提言(案)の文章を検討
W・G	第14回	07/02/12	8	-	● 提言(案)の文章を検討
W・G	第15回	07/02/16	6	-	● 市民報告会の役割分担
市民報告会		07/02/24	40	-	市民が市民に提言(案)を説明
W・G	第16回	07/03/06	6	-	● パブリックコメントの検討
全体	第16回	07/03/08	17	-	● パブリックコメントの検討
W・G	第17回	07/03/19	7	-	● パブリックコメントの検討
W・G	第18回	07/03/21	7	-	● パブリックコメントの検討、提言の文章を検討
全体	第17回	07/03/27	12	-	● パブリックコメントの検討、提言の文章を検討
提言提出		07/03/30			● 提言の提出

資料 - 4 問題・課題整理表

条例			課題の整理	新たな仕組み・手続き
目的	1条	1		
基本理念	1条	1	市民同士が身近な地域のことについて自由に話し合う場が必要	現在ラウンドテーブルが開催されているが、それとは別に地域の課題に絞って出入り自由なラウンドテーブルを地域ごとに設ける(その場で出た課題や問題を市全体のラウンドテーブルに持ち込み、まちづくりの課題を共有する仕組み)。
		2		
		3		
	2条	4	市民同士が熟議を行う場はシステムとしてあるが、市民と市が熟議を行う場が設定されていない。殆どの問題の原因は、市民の意見を吸い上げる場がないことにある。	7条2項の運用: 1項では、市が必要と認めたものとなっており、2項では市民から申し出があったとき運営に必要な技術的支援を行うとある。*「市民同士が市民会議などで検討し、まとめた結果を政策や施策に反映するために市と熟議する場を設けるシステム」が必要。(最初に市民意見を伝えておかなければ、施策に反映されない)課題、問題として出されているものの大半は、行政との熟議の場がないことに原因があるとの意見が多数ありました。(市民意見を吸い上げる場)→(行政案)→(審議会)→(答申)→(パブコメ)→(条例化)公聴会などこのような流れが必要との意見。
市民の権利	3条	1		
市民の責務	4条	1		
	4条	2	4条2項、3項:市民活動のサポートシステムについて*「まちづくりプラザ」が有効に生かされていない。	グループ登録の手続きを簡素化し、サポート機能を充実させることが必要。例えば、小グループの事務局的功能をもたせる(連絡先をプラザにするなど) *まちづくりプラザに「まちづくり意見箱」を設置する
		3		
市の責務	5条	1		
		2		
	5条	3	職員の基本条例に対する認識がまちまちであり全般的に徹底しない点がある。	1. まちづくり基本条例の普及・徹底を図るため職員に対して計画的に普及説明等を実施する必要がある。 職員の研修 → 職員だけではいけないのではないかと → 市民を何人か入れて研修する → ワークショップ形式の研修(ストレートに市民の意見を聞ける場) 市役所来訪市民に対して「市役所内の徹底度」について隔年ごと程度にアンケート調査を実施する事が望ましい。 2. 市民全体の基準がない(市民から言われたらするという形)(具体例: 側溝の掃除を窓口で担当者と言えばしてもらえが、市全体の基準はない) 市民全体の基準を決める → 市民と行政が話し合って決める 3. 職員は座っているだけではなく、地域を回るべき
情報の共有	1条	1	1. 市民にわかりやすく そして市民の立場にたった情報、提供があまりなされていない 2. 計画立案段階(素案)からの情報説明が多く市民に提供されていない。このため、多くの市民は結果説明を受けるだけになっており、そこに問題がある。	目標管理制度を取り入れた予算や決算制度や市民の満足度視点をいれた行政評価制度を作る必要があり、それを市広報誌で説明することが望ましい 素案の前(素素案)の段階から市民の意見を取り入れる。 計画白紙の状態での、ワークショップ、アンケート 審議会は市の素案 + 市民のアンケートで審議 審議会後の素案での市民の意見(パブコメ)
		2		市の広報誌をもっとわかりやすく 広報紙の印字内容を検討する 広報紙だけの情報ではなく、並行して説明会等を行う必要がある 多様な機会での市民の参画を図る (久先生: 質面では、審議会が公聴会を行った(限られた審議の中でたくさんの声を反映したい) パブコメと並行して昼と夜の説明会を実施。その結果パブコメが1件もなかった(市民に誤解を与えなかった)
	6条	3		
		4		

資料 - 4 問題・課題整理表

条例			課題の整理	新たな仕組み・手続き
対話の場の設置	7条	1	1. 隔月(奇数月第3土曜日)ごとに開催されている「市民まちづくりラウンドテーブル」が、「対話の場」として市民への認知が低く機能性に欠けている。 2. 現在行われているラウンドテーブルは、市全体なのでなかなか参加しにくい。情報も広報やHPだけなので伝わりにくい。	1. 「市民まちづくりラウンドテーブル」の開催について、回数、場所(地域)、内容等を広く見直し市民自身の考えを気軽に話ができる場として、行政・市民が一緒になって改善していく必要がある。 2. 行政職員は「市長の補助機関」とであるとともに、「まちづくりスタッフ」としての役割認識をもって「市民まちづくりラウンドテーブル」に積極的な参加を通じて、市民のまちづくりニーズを収集していくことも必要と思う。 3. まちづくりを一元的(景観などのハード、或いは仕組みなどのソフト)に捉えることなく、まちづくりの初歩的で基本的な「話し合い」の必要性を、このまちづくり条例を広く知らせていくことからすすめていかなければと思う。 4. ラウンドテーブルをもっと身近な場として活用できたら? 例えば地域ごと(小学校区)で定期的を開催する。
		2	1. 対話の場の設置について「市民の申し出」を待つだけでなく、まちづくりに関するいろんな懸案について行政も積極的に市民に設置を呼びかけていく姿勢も必要ではないかと考える。	1. 行政が必要と判断する場合には「対話の場」の設置を、行政が市民に呼びかけて設置を促がしていくことも必要ではないかと思う。
市民意見表明制度の実施	8条	1	1. パブリックコメントの実施を広報で知らせ、資料を行政の出先やHPに公開するだけでは市民に判りにくい。 2. いくつかの案件をまとめてパブリックコメントに掛けるのでは市民に判りにくし、案件に気づかなければ見逃してしまうこともある。 3. 市の基本的な政策等の案を公表された時点で、パブリックコメントを出しても市には受け入れる体制があるのかどうか?	1. 現状の方法に加え説明会や報告会を開催し、説明責任をいろいろな方法を通じて実施していくことを考えたほうがよい。また商業新聞などのメディアを通じて記事の掲載をしてもらう手段も考えてもよいのではないかと思う。例:大阪空港との共生宣言では朝日新聞阪神版に記事が掲載され、その記事を通じて知ることができた。 2. 5ヵ年計画や福対審のような複数の案件が含まれる場合は、行政には手間であってもそれら案件の一つひとつについてパブリックコメントを実施した方がよいと考える。 3. 政策案を迅速かつ正確な情報として市民に知らせる体制づくり
		2		
行政評価の実施	9条	1	1. 行政の前年度の「事業」を評価し、次年度事業を見直すための努力している姿は理解できる。しかし、評価が事業担当課で実施し、時には当事者市民の希望や意見を参考に行われており、真に客観的なものとなっているのかどうかいささか疑問である。 2. 市民が期待する行政評価とは、職員のまちづくり全般の意識や、行政の政策・施策に対する評価をもとめており、その点では市民と行政の思いにずれが生じている。	1. 市民も参加して評価する仕組みを考える。あるいはパブリックコメントを実施する。 2. 評価する内容は、「政策」「施策」「事業」まで範囲を広げて実施することが望ましいと思う。
		2	1. 市民意見を求めるにはあまりにも量が膨大で複雑である。	1. カテゴリーごとに評価の概略と、新設された事業や廃止した事業等の特記したものをA42枚くらいに。

資料 - 4 問題・課題整理表

条例			課題の整理	新たな仕組み・手続き
審議会等の委員	10条	1	1. 行政の内規では審議会委員は、「公募委員は市民枠の50%」と規定されている。 2. 加えて規定では「当面は審議会委員が10名以上の審議会での公募枠は2名」とある。 3. 市民枠の「市民」には、「市民」「市民代表」「関係団体」と分類されており、審議会の設置内容や目的によって「市民」の使い分けがされている。 4. 「審議会」が、行政の政策・施策立案の正当性のカムフラージュになっていると市民は感じている。	1. 内規に記述されている「当面」の文言を削除する。 2. 市民枠は全て「公募」とし、市民の使い分けを廃止する。 3. 審議会委員に応募する市民が少ないことも想定されるが、市民には審議会で検討する内容を事前に公開し、かつ予備知識を確保するための指導をする。
		2		
学習の機会の提供その他の支援	11条	1	1. 「まちづくり出前講座」があまり知られていない。	1. 「まちづくり出前講座」のパンフを広報のように新聞折込に入れる。その際、どの様に活用できるかのかを具体的に分かる説明文も添える。
		2	2. 行政主体の「出前講座」だけではなく、市民が市民に、あるいは市民が行政に講座をする場を設けることも必要ではないかと思う。そのような場を通じて市民力を活用し育てることになるのではないかと思う。	2. 行政だけでは対応できない(人的に)ものについて、或いは現在の講座の隙間を埋めるため、基準を設けて市民自身による講座が開催できるような支援策を考えてもよいのではと考える。
市民投票の実施	12条	1	1. 条例でのまちづくりの基本理念は「熟議」であるが、現状の熟議についての成熟状況の未熟さでは、市や議会の政策や施策決定に民意が十分に反映されないことが起こっている(事例: 民営化ありきで議論がなされている保育所民営化施策)。それらをカバーするためには市民による「市民投票」が必要である。条例12条の「市民投票」は「市長は広く市民に～」と、市長に民意を問う投票の発議権を付与されている。しかし、市長(行政)の政策・施策と意向が異なった市民投票の要求に対して市長は市民投票の発議をしないことが想定できる。 2. 地方自治法では市民の「直接請求権」が保障されているが、それは市長・議員の解任、議会の解散請求であり、解任まで求めないが、特定の政策・施策に対して市民の意思を確認することが必要ではないかと考える。また現在の「直接請求権」は条件のハードルが高すぎるとともに、実施についての費用も大きい。 3. 市長や議員選出は民意の反映ではあり尊重しなければならないが、市長や議員立候補時に発信された政策・施策は、当選後の局面で民意の全てが確実に反映されている保障はないと考える。市民の立候補者への投票行為は、「よりまし論」であって全権を委任したという意思表示ではないと考える。	1. 条文を「市長は」から「市長・市民は、広く市民の意思を～」と改定する。市民と追加規定することにより、選挙権を付与されていない伊丹に在住する外国人のまちづくりに関する権利の保障も行うことができると考える。 2. まちづくり基本条例とは別に、常設型の住民投票条例を別途制定し、いま以上に政策・施策に民意の反映ができるようにする。住民投票実施を請求するにあたっての条件は、直接請求権の条件よりハードルを下げ、市民の権利が可能な限り等しく保障されることとする。 3. この条例は「熟議」を基本にしていることを勘案し、熟議のあるべき姿や熟議が保障される仕組みが明確化され、かつそれらの進捗を充分に見極めたうえで条文の改定を検討する。
		2		
この条例の位置付け	13条	1	条例を制定されると、法令の改定や国や県からの指示がある場合以外に見直し作業を行っていない。作ってしまえば一件落着になっている。これは議会でも同様で、常に「まちづくり」の現状に合致しているのかチェックする機能が働いていないのではないかと。ましてや、内規等の見直しもされていないと想定される。	定期的に条例を見直す仕組みが必要と考えられる。たとえば行政・市民・議会代表を交えた委員会を設置してはどうか。

資料 - 5 提言の具体的個別内容

(現状の問題・課題)	(新たな仕組みや手続き)	(該当条文)
市民との情報の共有 1. 「まちづくり基本条例」が十分説明されていないため、その存在を知らない市民が多い。 2. 市の計画素案段階での市民への情報提供がされていない。(例: 保育所民営化計画等) 3. 市民に分かりやすく、かつ市民の立場に立った情報提供が十分でない。政策・施策の結果説明を受けるだけになっている。 4. 行政評価は政策・施策の評価ではなく事務事業の評価であり、かつ次年度予算査定に資する市のための評価になっている。 5. 「伊丹市ホームページ」の審議会等の議事録がほとんど公開されていない。公開の基準(期間、内容等)が担当課任せになっている。 調査は伊丹市ホームページデータベース検索→審議会開催状況→審議会等の一覧 6. 市民に対して「まちづくり出前講座」の周知が十分ではない。	●「まちづくり基本条例」を市民に広く知らせる機会を、市民と共につくる。 ●政策・施策については、素案段階のできるだけ早い時期に知らせる。また、「広報伊丹」の内容、表現等をさらに工夫し提供すると共に、ホームページ等多様な方法で情報を提供し、相互理解を深める。 ●行政評価は、事務事業だけではなく政策・施策を含めた評価を実施すると共に、市民満足度を視点に入れた評価を実施し、評価の結果は概要も併せて市民に分かりやすく報告する。 ●審議会等の公開の基準を明確に定め、その実行の遵守状況を監視する仕組みをつくる。 ●「まちづくり出前講座」のパンフレットを作成し、「広報伊丹」に折込んで配布する。その際、どのように活用できるかを具体的に分かるような説明文も添える。	(情報の共有) 第6条 (情報の共有) 第6条 (行政評価の実施) 第9条 (情報の共有) 第6条 (情報の共有) 第6条
対話の場への参画 1. 市民同士が身近な地域のことについて自由に話し合う場が必要。 2. 市民 - 市間の問題・課題については、市民と市が熟議を行う場がなく、多様な市民の意見を吸い上げることが十分ではない。 3. 現在行われている「市民まちづくりラウンドテーブル」に職員の参加が少ない	●地域ごとに住民同士が話し合い、課題を共有する出入り自由な場の設置。(例: 県民交流広場事業をきっかけにする。) ●市民同士が市民会議を実施し、まとめた結果を市の政策・施策に反映する熟議の場を設ける仕組み。 ●市職員はまちづくりスタッフとして積極的に市民との対話や、市民のまちづくりへのニーズを吸収する姿勢が必要。対話を通じて市民と市職員との信頼関係を築く。	(対話の場の設置) 第7条 (対話の場の設置) 第7条 (対話の場の設置) 第7条 (市の責務) 第5条
市民同士の連携 1. 市民が協力し合って、自分たちのまちは自分たちでつくると意識が十分ではないと感じる。 2. 自治会の役員になると負担が大きいと感じている市民が多い。 3. まちづくりの活動をするなかで、あとに続く若い人たちが育っているのか不安に思う。	●テーマ型で活動している市民などが、地域活動と連携できる仕組みをつくる。(例: 県民交流広場事業をきっかけにする。) ●地域活動に、より多くの市民が協力できるよう工夫する。	(市民の責務) 第4条 (市民の権利) 第3条
市民活動への支援 1. 「市民活動タイアップ事業」の審査に公募市民が入っていない。 2. 「市民活動タイアップ事業」のように複数市民グループの事業を公募で選考し、支援されるものと、公募によらずに支援されるものがある。 3. 市民活動のサポートシステムについて、「市民まちづくりプラザ」が有効に活かされていない。	●「市民活動タイアップ事業」の選考委員会に公募市民を入れる。 ●公共性の高い活動に新たな視点での支援を考える。また、その内容についても、市民が評価できる仕組みをつくる。 ●市民活動を支援する体制をつくる。その核として「市民まちづくりプラザ」と「いきいきプラザボランティアセンター」の機能を結びつける。また、定期的に利用者の懇談会を持ち、意見を反映できる仕組みをつくる。	(学習の機会の提供その他の支援) 第11条 (学習の機会の提供その他の支援) 第11条

(現状の問題・課題)	(新たな仕組みや手続き)	(該当条文)
審議会や市民会議の参画、運営 1. 審議会に当事者が入らないで議論が進んでおり、委員の選び方にも疑問が生じる。また審議会が形骸化している。 2. 政策・施策のパブリックコメントの実施が遅いため、十分な参画ができない。 現状のパブリックコメント：政策・施策素案→審議会・市民会議→答申→政策・施策案策定→パブリックコメント→政策・施策計画決定 3. 公募動機の作文が必須なので、応募に躊躇する市民もいる。 4. 審議会や市主催の市民会議について、「市民」「市民代表」「関係団体代表」に分けている。公募委員の数が少なすぎる。 5. 審議会等の開催日時が子育て中や仕事を持つ市民が参画しにくいものになっている。	● 基本計画等の審議会は広く市民の意見を反映させるため、「市民の自由参加によるワークショップ」→「議論する場(策定委員会)」→「意思決定の場(審議会)」のような段階を踏む仕組みをつくる。但し、個別案件(個人情報を含む)の審議会は除く。 ● 審議会の答申に民意が反映されるように、「市民の意見を聞く場」を開催したり、審議会答申前に審議会がパブリックコメントと共に説明会を実施する。 ● 市民委員を公募する際に、より簡単に参画できる仕組み(面接・抽選等)。 ● 市に関係が深い団体市民は「市民枠」から外して別枠をつくり、公募市民枠を拡げる。応募人数を公開する。 ● 子育て中や仕事を持つ市民が参画しやすい体制整備。	(審議会等の委員) 第10条 (市民意見表明の実施) 第8条 (審議会等の委員) 第10条
行政のまちづくりへの対応 1. 職員の「まちづくり基本条例」に対する認識がまちまちである。 2. 市民からの要望の対応が、担当職員や市民によって異なる。	● まちづくりの職員研修に市民を入れてワークショップを行う。 ● 市民からの要望等の対応を統一するような体制整備。	(市の責務) 第5条
その他 1. 「まちづくり基本条例」に沿って、「まちづくり基本条例」制定前の条例見直しがされていない。 条例(268)・規則(300)・規定(109) 計:677件 (2005年10月現在)	● 「まちづくり基本条例」制定前の条例・規則等を「市・議会・市民」によって見直す仕組みが必要。	(この条例の位置づけ) 第13条

番号	意 見（原文のまま）	意見に対する考え方
1	まちづくり条例のパブリックコメントです。 提言を読ませていただきましたが、私はこのまちづくり条例の考え方に反対です。むしろ、廃止すべきものと考えます。 理由 この条例は、他の全ての条例の上位に位置付けられている、国で言えば憲法のようなものであるにも関わらず、その重要性が伊丹市民に認識されていない。 この条例は、特定の市民・思想団体に悪用される恐れがある。 投票で選ばれた議員をないがしろにして、市民をその上位に位置付けている。これは議会政治を否定するものである。 「熟議」など言う、聴いたことのない言葉を持ち出している。この類の言葉は、だいたい左翼団体が用いる言葉である。 他の都市でも、これに似た条例が制定されているようだが、全て左翼思想の持ち主が、選挙では勝ち目がないために、このような手を使って行政に介入しようとしているものである。伊丹市は断固、これらの勢力の進出を阻止する。	「まちづくり基本条例」が2003年10月に施行されてから、各種の新たな取り組みがなされているものの、この条例に関する市民の認知度が低いのは事実です。「検討する会」での検討経過を逐一報告することや市民報告会を開催するなど、少しでも市民に関心を持っていただくよう進めてきました。今後もさらに認知が高まるように、市・市民が協力しながら周知したいと考えています。 多様な市民が参画することにより、特定の市民・思想団体に悪用されないよう、市民同士の連携が必要であると考えます。 市民代表である議会政治を否定しているのではなく、より多くの市民の参画を得ることで、住民自治を実現したいと考えています。 多様な市民が参画するまちづくりを行うためには、特定の団体や個人の利益を追求するのではなく、お互いの立場や考え方の違いを理解しあい、対話を重ね、合意に向けて努力を積み重ねることで、市民の共通する利益を見出すことが必要であるとのことで、熟議のまちづくりを基本としています。 行政主導のまちづくりから、市民の参画と協働によるまちづくりへと大きく転換していく際に、その理念を明らかにしていく必要があります。
2	本日の資料を最後まで拝見しますと、多くの検討会議を経て、具体的逐条、検討議論を重ねて来られた事がわかりました。 失礼な質問を申し上げ失礼しました。 ただ、具体的なテーマで市民を巻き込んで議論をすれば、利害関係で多くの意見が期待できるのではないかと思います。	「まちづくり基本条例」には、市民と市、市民同士が対等なパートナーとして、参画と協働によるまちづくりを進めるための理念が定められており、これを根拠に各種のまちづくりを進める仕組みづくりが行われています。 今回の提言（案）は、今後、具体的なまちづくりを進める際の仕組みについて、運用面の改善を行うべきと内容となっています。
3	委員の皆さんには市民の目線で熟議を重ね検討されておられる中身が、2月8日（木）の傍聴し、又、2月24日（土）の「まちづくり基本条例の推進状況を検討する会」市民報告会に参加し、初めて動きがわかりました。恥ずかしいですが、私を含む多くの皆さんも見逃されていたと勝手な想像し、誰かが操作しているような錯覚であった事に気づきました。 市民の代表として、市民の目線で突っ込んだ検討をお願いします。本当にご苦労様です。折にふれ、又参加したいと思います。	市民は自主的かつ自律的な意思に基づいて積極的にまちづくりに参画し、又は自らがまちづくりの主体となって活動する責務があります。市民同士が連携しながらまちづくりに対する市民の責務を、ともに果たしていきたいと考えています。
4	1．過日の市民報告会でも話題になりました市民委員の公募に関しては、応募された方の応募動機や考え方を或る程度事前に知る必要があると思います。面接では公正を欠くことも考えられるので、簡単なものでも作文の提出は必要です。 2．審議会や市民会議委員に設けられている市民枠について公募市民、市民代表、関係団体は必要かと思ひます。 市民枠を公募市民のみにしぼると、ある問題に熱心な市民ばかりが集まって考え方に片寄りが生じる事を危惧します。したがって色々な立場の市民（市民代表、関係団体）の参画が必要です。	1．作文の提出が応募を躊躇させる場合があるのではないかと考えています。多様な市民の応募を促進するためには、条件を緩和する必要があると考えました。 2．審議会や市民会議委員に設けられている「市民枠」の「市民」は、「公募市民」「市民代表」「関係団体」と分類されているが、市が審議会等で外せないとする「市民代表」や「関係団体」は、学識経験者等と同等に扱い、「市民枠」は純粋に公募市民にすべきであると提案します。
5	提言にも触れているが、条例の条文そのものは変える必要はないと思う。まちづくりの推進は条文に関係なく、市民が如何に理解し、やる気になるかによって決まるものだと思う。 参画協働を基調とする「市民自治のまちづくり」という、根本理念の共通認識が市民の間がない。それは、この考え方がでてきたバックボーンの説明が足りないからだと思う。 「市民自治のまちづくり」という新しい考え方に、官民共に発想の転嫁【転換】が出来ていないように思う。 「まちづくり」と言うけれど何を言うのか、市民にはよく分かっていないと思う。それは【、】広報はともかく、公聴による説明がなされていないからではなかろうか？	市民に参画と協働によるまちづくりの必要性を周知していく必要があると考えています。市と市民の協働により、その取り組みを進める必要があります。

番号	意 見（原文のまま）	意見に対する考え方
	地域活性化のためには、現在の地域組織の見直しが必要ではないか。マンネリ化していないか？ 分権化の進展で地域活動が多様化し、その影響が地区社協・自治会の大きな負担になっており、「まちづくり」のことを考える暇がないのが現状。 市民同志【同士】、市民と行政の対話と言うが、市民自体が対話と言う手法に慣れていないから、それを言うだけでは前に進まない。やはり両者を取り持つコーディネーターが必要。	地域活動に、より多くの市民が協力できるよう、協力者を募ったりワークショップなどの手法を用いてより多くの市民が意見を出し、運営に参加できるような工夫が必要ではないかと考えています。また、そうすることで役員さんだけに負担がかかるような地域活動にならないように、市民同士の連携が必要であると考えています。 「市民まちづくりプラザ」の「まちづくりアドバイザー」制度などを活用し、コーディネーター役の派遣を依頼することもできます。市民が「対話」を経験する機会を多くつくることで、前向きに努力することが必要だと考えます。
6	審議会やパブリックコメントについて提言されていますが、現在制度指針で運用されているこれらの制度について、皆さんの提言の実行性を高めるために、それぞれについて提言に基づいた内容で条例化するよう提言してはいかがでしょうか。特にパブリックコメントについては行政手続法に意見公募手続等という条項が新設されたので、市についても条例化することが望ましいと思います。 提言（案）の中に「まちづくり基本条例について改正条項がないことを確認した」とありますが、提言を実現するためには条例改正が望ましいと市が判断する場合を考慮して、市の足かせになるような表現を避け、条例改正の余地を残した方がいいのではないのでしょうか。ただ、皆さんの議論の中で途中経過としては改正の必要がないという結論に達したということは記録する必要があるかもしれません。 今回の提言について、市に対して平成１９年１０月１日までに改善策を講じることと提言してはいかがでしょうか。また、その改善策について、皆さん自身で検証し評価する場を市が設けるように提言してはいかがでしょうか。 伊丹市男女共同参画計画には、「男女共同参画市民オンブードを設置し、本計画の進捗状況調査を委嘱する」とあり、市が市民オンブードを設置し、計画の進捗状況及び市の男女共同参画施策について市民の立場から調査・報告されています。また、高知市の「市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例」では、条例に基づいて「条例見守り委員会」が設置され、毎年この条例によってできた制度等がどう運用されていくか、市の取組みや市民のまちづくり活動を含めて報告や情報交換をし、社会状況の変化等により改善すべきことや、日常的に気づいたことを話し合い、市長に提案できる役割を持っています。現在の「まちづくり基本条例」では４年に１回の見なおしとなっていますが、（仮称）「見張り番」（「見守り隊」）の設置によって、まちづくり基本条例に基づく参画と共同のまちづくりの推進状況を毎年チェックし市長に報告する制度を設けてはいかがでしょうか。	まちづくりにかかわる仕組みの運用面での課題について、改善していただくことが必要であると考えています。条例の制定が必要か、どうかについては、市が判断する内容だと考えます。 「現時点で条文の改正の必要がない」と追記するようにします。 提言に対する改善策に期日を定めるとともに、改善策の内容について、「検討する会」と意見交換の場が必要であると考えますので、その旨を追記するようにします。 市民は自主的かつ自律的な意思に基づいて積極的にまちづくりに参画し、又は自らがまちづくりの主体となって活動する責務があります。「市民まちづくりラウンドテーブル」など、市民の誰もが自由に参加できる場において、定期的に「まちづくりの推進状況について」議論する必要があると考えます。そうすることで、行政が設ける特定の場で固定したメンバーだけで議論するのではなく、多様な市民が自由に参加でき、条例を周知する場とすることも可能になると考えます。
7	市の開催・設置する懇談会や審議会に、その論議すべき課題の当事者が存在しない、あるいは非常に少数（１０名の内１名など）の実態がある。 また、論議するにあたり、必要な人材を確保しない、十分に議論されたとはいえない状況で、会期を終了してしまうなど、市は明らかに、行政の都合のいい結論・提言がなされるように恣意的にコントロールしている。そのような懇談会・審議会は全くのムダであると同時に、行政のゴリ押しの隠れ蓑になっている。 これまではそれでまかり通してきたのかもしれないが、今後、そのような行政の横暴は許されない。将来の伊丹市が、真に市民に視点をのいた本当の市民サービスを目指す誠意があるなら、審議会・懇談会の人選や会期の設定等、公平性・客観性に誰もが納得できるような決定方法を十分に吟味し、策定・設定し直すべきである。	提言（案）には、審議会が行政施策決定の公正さの隠れ蓑にならないよう、審議会の公募市民委員数の拡大や市民ワークショップ、策定委員会、提言前の市民報告会、パブリックコメント等を実施するよう記述しており、市民参画・協働の新たな視点を盛り込んでいると考えます。

番号	意 見（原文のまま）	意見に対する考え方
8	伊丹市まちづくり基本条例の推進状況に関する提言（案）に対する意見 1 全般 「まちづくり基本条例」については、すばらしい理念に基づいた条例であり、また、この推進状況を定期的に検証するというシステムはすばらしいものだと思います。 今回の提言（案）も、全体には、丁寧に議論されていると感じました。 2 伊丹市のまちづくりは、まだまだ行政主導であること この条例の推進状況に関しては、大きく、行政側と市民側との双方の努力が問題になると思います。市民が、まちづくりに関して受身であることは、反省されねばなりません。しかし、これまで行政主導のまちづくりに慣れてしまった市民に対して、まちづくりに参加できるということを積極的にアピールし、市民の参加実績を高めていくことについては、行政側に責任があると思います。 また、行政は、まだまだ「主導権」を握って手放していないと思われることが多いです。例えば、公立保育所の民営化の問題などは、非常に大きなテーマであるはずであるのに、十分に議論しないまま民営化の方針をまず決めてしまいました。その後、「懇談会」などを実施していますが、そこでは民営化の是非そのものについて議論するような形では諮問されていません。是非論がはじまったときに、こども部長が挙手して、是非論はそぐわないかのような発言をするなど、「懇談会」の中立性を侵害するような行為も見受けられます。また、「懇談会」開催中であるにもかかわらず、議会では、市長やこども部長が、「懇談会」終了後に民営化を進めると発言しつづけています。つまり、この問題は、「民営化する」という根本方針は、行政側だけの判断で決定してしまい、その根本方針に関しては、市民や当事者の意見がほとんど反映されず、せいぜいマイナーチェンジがおこなわれるに過ぎないわけです。（ただし、民営化の問題については、まだ議論中であり、結論は出ていませんので、今後どうなるかが注目される事例です。） 行政自身の意識改革はまだまだ遅れています。提言第1章にあるように、政策の素案段階で、市民や当事者の意見を聴取する機会を、もっと積極的に設ける必要があると思います。根本方針は行政が決定して、各論のマイナーチェンジだけは、市民の意見も参考にするというような態度では、「まちづくり基本条例」の精神は生かされません。 3 パブリックコメントについて パブリックコメントを、早い時期に実施するという本提言に賛成します。 また、パブリックコメントの結果が、計画になんら反映されていない事例について、改善を提言していただくことを求めます。 伊丹市においては、根本方針が決定された後に、パブリックコメントが実施され、そこでの市民の意見はマイナーチェンジ程度にしか影響しない、場合によっては、お役所答弁が表になって発表されるだけで、まったく施策に反映されないということも多いようです。 やはり公立保育所民営化の事例では、行財政運営改善計画と、5カ年のまちづくりプランとに関して、パブリックコメントが実施されましたが、そこでの市民の意見は、両計画の策定にまったく何の反映もされていません。20～30件のパブリックコメントが寄せられ（これは、伊丹市における他のパブリックコメントの件数からは比較的多い）ほぼすべてが民営化には反対の意見であり、具体的に憂慮すべきことがらが多数挙げられました。逆に民営化に賛成の意見は皆無でした。にもかかわらず、民営化の方針はまったく撤回されず、市民の意見に対しては、お役所答弁的な表が	1 . 今後とも4年毎の見直し作業に、市民がいかに関わっていくかが課題と考えています。 2・3 . 「まちづくり基本条例」には、「市民と市、市民同士が対等なパートナーとして、参画と協働によるまちづくりを進めることが必要である」という理念が定められています。 この条例を基に各種の参画と協働によるまちづくりを進める仕組みづくりが行われていますが、より一層、多様な市民の意見を聞き、その意見を反映できるよう、提言（案）には 早い段階での行政と市民の情報共有 ワークショップや策定委員会、審議会や市民会議によるパブリックコメントの実施などを盛り込んでいます。

番号	意 見（原文のまま）	意見に対する考え方
	作成されただけでした。これでは、なんのためにパブリックコメントをとっているのか、その意味が分かりません。パブリックコメントを単なる「手続き」にしてしまうのではなく、そこで出された市民の意見をきちんと反映しようとする姿勢が行政には欠落していると思えます。 4 当事者の位置づけについて 本提言（案）が、当事者の位置づけについて議論されていないことには不満です。 当事者の意見が、常に優先するとまで言えるかどうかは難しい問題ではありますが、基本的には、当事者重視の原則を明記してもよいのではないかと思います。 例えば、障害者福祉などを想定して考えてみますと、当事者は、市民全体の中では常に少数派です。つまり、多数決という現代社会の最終決定方法に任せた場合、当事者の利益は、原理的に抹殺されざるをえないという特殊な事情にあります。しかし、無反省に「最大多数の最大幸福」を推し進めて、障害者福祉を後退させるようなことはあってはならないし、「まちづくり基本条例」は、そうした事態を回避するために「熟議」という概念を提示しているものと推測されます。 道路をつくるときに、そのために立ち退きを迫られる住民と、完成後の道路を利用する人たちとの双方を「当事者」と考える方法もある、とも聞きますが、誰を「当事者」と認定するのかについては、もう少ししんちょうな議論が必要であるかと思います。つまり、「道路」という問題に関して、居住している住まいを立ち退かねばならないという不利益の大きさや、切迫性と、完成後の道路を快適に利用することによる受益との間には、比較できない大きな質の差があると思われるからです。道路が完成すれば、多くの人が「便利」にはなるかもしれませんが、そのために、「立ち退き」を迫られる「当事者」の立場に無配慮で良いはずがありません。両者を天秤にかけて、いずれも「当事者」であるというような議論を許せば、「当事者」という概念そのものが成り立たなくなってしまうです。 また、保育や教育に関しては、当事者が、発言力の弱い子どもたちであることにも配慮が必要です。「子どもの権利条約」において、あらゆる施策において「子どもの最善の利益」を主に考慮しなければならない、としていることには、そうした意味合いも含まれているものと思えます。子どもたちの立場を代弁する者として、保護者が意見を述べる機会や、子どもたちの意見を聞きとる機会を、積極的に確保することが大切だと思います。CRC（子どもの権利委員会）も、そうしたことについて、具体的に指摘をしています。（「一般的見解第7号」の第14項や、第22項など。） また、公立保育所の民営化を事例に挙げて恐縮ですが、たしかに保育所民営化問題に関して、伊丹市が「懇談会」を設置し、当事者・保護者を参加させて議論する場を設けたことは、過去の行政から見れば進歩であると言えるのかもしれません。しかし、10名の委員のうち、当事者・保護者は、一人だけであり、あとの9名は行政が選考した委員です。当事者（公立保育所の保護者代表）は、800世帯の公立保育所保護者が、保護者会連絡会を通じて、正式に推薦した者ですが、私立保育所の保護者代表は、「個人資格」で委員となっている上に、選考過程も不透明です。学識経験者から、地域代表から、すべての委員は行政が選考しています。「市民公募」についても、応募事態【自体】は、各市民の意思によりますが、選考は行政が行っています。委員一人ひとりの意見は、ひとしく尊重されねばならないのはもちろんですが、こうした委員構成では、当事者の意見は10分の1しか反映されず、場合によっては、完全に希釈されて消滅してしまう危険性が高いです。実際に、懇談会においては、民営化されて我が子が精神的に大打撃を	4 .まちづくりを進める上では、全ての市民が等しく当事者として関わる責務があると考えます。また、まちづくりを進める上での当事者である多様な立場の市民同士が市民会議を実施し、そこで出された公共性のある意見については、市と熟議を行う場を設ける必要があると提言しています。提言（案）には、こういった仕組みづくりを提案することで、市民参画を進めていこうという思いをこめています。

番号	意 見（原文のまま）	意見に対する考え方
	受けるかもしれないという切迫感をもつ当事者と、しょせんは他人事である 9 名の委員との間には、埋めがたい温度差が存在します。 いくら当事者を含めて議論しても、最後は多数決の原理に則って、多勢に無勢で議論が進行するのであれば、マイノリティの権利はひたすら縮減されていくしか道はありません。「熟議」を実現するためには、やはり当事者重視の原則を明確にし、例えば、委員の人数構成などにおいて、当事者に配慮するとか、当事者推薦の委員枠を設けるなどの具体的な方法の確立が必要かと思います。（今回の公立保育所民営化に関する「懇談会」については、公立保育所保護者会は、当初より、複数名の代表選出や、保護者会推薦の学識経験者の参加などを行政に求めていたが、いずれも実現していない。） 以上、思いつくままでまとまりませんが、よろしくお願いします。	
9	「伊丹市まちづくり基本条例の推進状況に関する提言（案）」に対する意見を少しだけ遅らせて【送らせて】いただきます。締め切りぎりぎりまで送るかどうかが悩みました。まとまりのない、文書でわかりにくいかもしれませんがご了承下さい。 全体に、よくまとまりよい提言だと思いますが、この提言を、もっと言うならまちづくり基本条例をも市民の何割が認知しているのでしょうか？ このような条例があることすら知らず、市民は、日々の生活に疲れ、余裕もなく、（と言ってしまうと、言い過ぎかもしれませんが）この提言は、確かに理想論ではあるが、果たして全てをそのまま、受け取って良いものだろうか？と思われる箇所がいくつかありましたので。 項目のみ、列挙させていただきます。 公募委員【、】にはある程度の良識【が】などが問える基準が必要だと思います。 で、時間がなくなってきたので、 これだけは、この提言は、一部の市民の提言であって、全ての市民の言葉ではない。声を上げることのできない市民が居る。ことは知ってください。	「まちづくり基本条例」が 2003 年 10 月に施行されてから、各種の新たな取り組みがなされているものの、この条例に関する市民の認知度が低いのは事実です。「検討する会」での検討経過を逐一報告することや市民報告会を開催するなど、少しでも市民に関心を持っていただくよう進めてきました。今後もさらに認知が高まるように、市・市民が協力しながら周知したいと考えています。 市民は自主的かつ自律的な意思に基づいて積極的にまちづくりに参画し、又は自らがまちづくりの主体となって活動する責務があります。 その実現のためには、市民同士が連携しながらまちづくりに参画しようという市民意識を高める必要があり、提言（案）では、公募委員の募集条件を緩和することで、審議会や市民会議により多くの市民が参加できるよう提言しています。 そうすることによって、多様な市民の意見が施策に反映される基盤ができればという思いを込めました。